

別添 2 2 合同検査要領（第 4 の 2 の（1 1）関係）

（制 定：平成 9 年 10 月 1 日）

（最終改正：令和 2 年 7 月 10 日）

1 合同検査の目的

合同検査は、農林水産省（以下「本省」という。）及び内閣府沖縄総合事務局（以下「沖縄総合事務局」という。）が実施する検査に、沖縄総合事務局及び本省の検査員が参加し、各検査員がそれぞれの専門的知識、経験を生かしつつ相協力して検査を実施することにより、検査の充実を期すとともに、検査技術水準の向上に資することを目的とする。

2 本省が行う検査に沖縄総合事務局の検査員が参加する合同検査

(1) 合同検査の実施

検査・監察部長は、検査実施予定組合等のうち合同検査の必要を認めたものにつき、沖縄総合事務局と協議の上、対象組合等、検査実施時期等について定めるものとする。

(2) 実施の方法

ア 合同検査に参加する本省の検査員と沖縄総合事務局の検査員は、あらかじめ十分連絡をとり検査の事前準備に努めなければならない。

イ 合同検査に参加した沖縄総合事務局の検査員は、検査結果の取りまとめに当たって、分担した部門以外の事項についても積極的に意見を開陳するとともに、検査終了後、検査結果を検査責任者に提出するものとする。

特に、管轄区域内にある支所等については、主体的な取組を行うものとする。

また、合同検査に参加した沖縄総合事務局の検査員は、合同検査終了後、速やかに検査報告を沖縄総合事務局長に提出しなければならない。

(3) 検査書の交付

検査対象組合等に対する検査書の交付は、検査・監察部長が行うものとする。

3 沖縄総合事務局が行う検査に本省の検査員が参加する合同検査

(1) 合同検査の実施

合同検査の実施は、沖縄総合事務局が選定した対象組合のうち、検査・監察部長が合同検査の必要を認めたものにつき、沖縄総合事務局長と協議の上、対象組合等、検査実施時期等について定めるものとする。

なお、緊急の必要がある場合には、検査・監察部長と沖縄総合事務局長と協議の上、別に実施するものとする。

(2) 実施の方法

ア 合同検査に参加する本省の検査員と沖縄総合事務局の検査員は、あらかじめ十分連絡をとり検査の事前準備に努めなければならない。

イ 合同検査に参加する本省の検査員は、原則として現物検査には参加しないものとする。

ウ 合同検査に参加した本省の検査員は、検査結果の取りまとめに当たって、分担した部門以外の事項についても積極的に意見を開陳するとともに、検査終了後、検査結果を検査責任者に提出するものとする。

また、合同検査に参加した本省の検査員は、合同検査終了後、速やかに検査報告を検査・監察部長に提出しなければならない。

(3) 検査書の交付

検査対象組合等に対する検査書の交付は、沖縄総合事務局長が行うものとする。

4 旅費の負担

(1) 2の検査の場合

原則として、沖縄総合事務局が派遣する検査員の旅費は本省が負担する。

(2) 3の検査の場合

原則として、本省が派遣する検査員の旅費は本省が負担する。